

令和 8 年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査の実施について

1. 目的

令和 8 年度診療報酬改定の答申書附帯意見を踏まえた調査項目について特別調査を実施し、令和 8 年度診療報酬改定の結果検証のための資料を得ることを目的とする。

2. 調査の実施方法

特別調査は、外部委託により実施することとし、実施に当たっては、検証部会委員、関係学会等により構成された「調査検討委員会」を設置し、具体的な調査設計（抽出方法、客体数等）、調査票の作成及び集計・分析方法等の検討を行う。

3. 調査項目

令和 8 年 4 月 8 日の中医協総会において検証部会で調査・検証を進めていくこととされた項目について、以下のとおり項目立てを整理し、令和 8 年度（3 項目）及び令和 9 年度（5 項目）に実施する。

- （1）在宅医療、在宅歯科医療、在宅訪問薬剤管理及び訪問看護の実施状況調査（別紙 1）
（附帯意見 14・15）※ 附帯意見 14・15 はまとめて調査を実施
- （2）精神医療等の実施状況調査（別紙 2）（附帯意見 16）
- （3）長期処方やリフィル処方の実施状況調査（その 1）（別紙 3）
（附帯意見 22・24）
- （4）医療 D X の実施状況調査（別紙 4）（附帯意見 17）
- （5）歯科診療報酬の評価等に関する実施状況調査（別紙 5）（附帯意見 19）
- （6）保険薬局の立地状況に対する調剤報酬改定の影響及び地域医療に貢献する保険薬局の取組に関する実施状況調査（別紙 6）（附帯意見 20・21）※ 附帯意見 20・21 はまとめて調査を実施
- （7）長期処方やリフィル処方箋、後発医薬品使用促進策の影響及び実施状況調査（その 2）
（別紙 3・7）（附帯意見 22・23・24）

各調査の実施年度は、以下のとおり。

令和 8 年 度	（1）在宅医療、在宅歯科医療、在宅訪問薬剤管理及び訪問看護の実施状況調査 （その 1）（※）
	（2）精神医療等の実施状況調査
	（3）長期処方やリフィル処方の実施状況調査（その 1）（※）

令和9年度	(1) 在宅医療、在宅歯科医療、在宅訪問薬剤管理及び訪問看護の実施状況調査 (その2) (※)
	(4) 医療DXの実施状況調査
	(5) 歯科診療報酬の評価等に関する実施状況調査
	(6) 保険薬局の立地状況に対する調剤報酬改定の影響及び地域医療に貢献する保険薬局の取組に関する実施状況調査
	(7) 長期処方やりフィル処方箋、後発医薬品の使用促進策の影響及び実施状況調査 (その2) (※)

※ 「在宅医療、在宅歯科医療及び訪問看護の実施状況調査」及び「長期処方やりフィル処方の実施状況調査」は、令和8年度及び令和9年度の2か年実施する。

4. スケジュール（予定）

I 令和8年度調査

令和8年6月	検証部会、総会で調査項目の決定
7～8月	事務局において受託業者の調達、決定
9～11月	調査検討委員会で調査設計、調査票等の検討 → その後、検証部会、総会で調査票の決定
12月～令和9年1月	委託業者において調査実施（調査票の配付、回収、調査結果の集計及び分析）
2～3月	調査検討委員会で調査結果の検討 → その後、調査結果を取りまとめ次第報告

II 令和9年度調査

令和9年3～4月	事務局において受託業者の調達、決定
5～6月	調査検討委員会で調査設計、調査票等の検討 → その後、検証部会、総会で調査票の決定
7～9月	委託業者において調査実施（調査票の配付、回収、調査結果の集計及び分析）
10～11月	調査検討委員会で調査結果の検討 → その後、調査結果を取りまとめ次第報告

5. より適切な検証を行う観点からの対応について

より適切な検証を行う観点から、有効回答率の向上、適切な質問項目の設定、NDB等の既存データの活用等について対応を検討する。

(1) 有効回答率の向上

電子調査票やWEB調査の活用により回答者の負担を軽減する、調査目的に沿った必要最低限の質問とする、分かりやすく回答しやすい質問項目とする、調査対象の関

係団体から会員等に調査への協力をアナウンスいただく、未回答の施設への督促を実施する等により、有効回答率の向上を図る。

(2) 適切な質問項目の設定

前回の調査で無回答や「その他」の回答が多かった質問項目について、関係者の意見を伺い、分かりやすく回答しやすい質問項目とするなど、適切な質問項目を設定する。

(3) NDB等の既存データの活用

診療報酬項目の算定施設数や算定件数、改定による影響等についてNDBデータ等を活用して分析するとともに、検証調査の回答データとNDBデータ等のクロス集計を行う等、NDB等の既存データを活用する。

※令和 8 年度調査・令和 9 年度調査

在宅医療、在宅歯科医療、在宅訪問薬剤管理及び訪問看護の実施状況調査（案）

1. 調査の目的

令和 8 年度診療報酬改定において、質の高い在宅医療、在宅歯科医療、在宅訪問薬剤管理及び訪問看護を確保する観点から、在宅医療については、在宅医療において積極的役割を担う医療機関を更に評価するための在宅医療充実体制加算の新設、連携型機能強化型在宅療養支援診療所における自院による時間外往診体制を確保状況に応じた評価の細分化、24時間の連絡体制及び往診体制の確保の方法の明確化、在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料の見直し、訪問診療薬剤師同時指導料の新設等、在宅歯科医療については、歯科訪問診療料や訪問歯科衛生指導料の評価の見直し等、在宅訪問薬剤管理については、在宅訪問を行う保険薬局の体制評価の見直し、評価の充実等、訪問看護については、地域と連携して精神科訪問看護を提供する訪問看護ステーションの評価や同一建物居住者等への訪問看護の見直し等を行った。

これらを踏まえ、本調査では、改定に係る影響や実施状況、関係機関との連携状況等について調査・検証を行う。

2. 検証のポイント

在宅医療における訪問診療等の実施状況（担当患者数、在宅時医学総合管理料と施設入居時等医学総合管理料の算定状況、重症の患者の診療実績等）、24 時間往診体制の確保の状況、薬剤師との同時訪問による残薬対策の状況、介護保険施設等との連携状況、歯科訪問診療の実施状況および関係機関との連携状況、在宅訪問を行う保険薬局の体制整備の状況、保険薬局における訪問薬剤管理指導の実施状況及び医療機関等との連携状況、医療機関及び訪問看護ステーションにおける訪問看護の実施状況や関係機関との連携状況等の今回改定による影響等について検証を行う。

3. 調査客体

保険医療機関、保険薬局及び患者、訪問看護ステーション及び利用者並びに介護サービス事業所等の連携機関

4. 主な調査事項

- ・在宅医療を実施する保険医療機関の診療体制（医師数、教育体制、BCPの策定状況等）
- ・在宅医療の実施状況、対象患者の状態、居住形態、診療の所要時間等
- ・在宅患者訪問診療料（Ⅰ）及び（Ⅱ）、在宅時医学総合管理料、施設入居時等医学総合管理料、在宅医療充実体制加算及び在宅患者訪問栄養食事指導料の診療等の実態等
- ・介護保険施設等連携往診加算等の算定医療機関における、医療機関と介護保険施設等との連携状況等
- ・医師と薬剤師の同時訪問、残薬対策の実施状況

- ・ 歯科訪問診療料及びその加算、訪問歯科衛生指導料、歯科疾患在宅療養管理料及びその加算、在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料、在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料、小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料に関する診療の実態等
- ・ 歯科訪問診療の対象患者の状態、居住形態、診療時間、診療内容、関係機関との連携状況等
- ・ 在宅患者訪問薬剤管理指導料等の在宅に係る訪問薬剤管理指導の実施状況等
- ・ 保険薬局と保険医療機関及び介護保険施設等との連携状況等
- ・ 医療機関、訪問看護ステーションによる訪問看護の実施状況、対象利用者の状態、居住形態、訪問看護の所要時間等
- ・ 訪問看護基本療養費（Ⅱ）、包括型訪問看護療養費、機能強化型訪問看護療養費 4 等の算定訪問看護ステーションにおける利用者や訪問看護の実態等

（別紙 2）

精神医療等の実施状況調査（案）

1. 調査の目的

令和8年度診療報酬改定において、質の高い精神医療・地域包括ケアシステムを評価する観点から、病棟における多職種の間わりを評価する精神病棟看護・多職種協働加算の新設、患者の慢性疾患の診療を評価する精神科慢性身体合併症管理加算の新設、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に貢献する小規模多機能病院を評価する精神科地域密着多機能体制加算の新設、精神科救急医療体制加算、精神科救急急性期医療入院料等及び精神科急性期医師配置加算の要件の見直し、通院・在宅精神療法の評価の見直し、早期診療体制充実加算及び児童思春期支援指導加算の評価の拡大、心理支援加算の対象疾患の拡大、公認心理師による認知行動療法の評価の新設等を行った。

これらを踏まえ、本調査では、改定に係る影響や、関連した取組の実施状況等について調査・検証を行う。

2. 検証のポイント

入院医療、外来医療、在宅医療それぞれの観点における地域移行・地域生活支援の充実を含む質の高い精神医療の取組状況、情報通信機器を用いた精神療法の実施状況等に関して、今回改定による影響等について検証を行う。

3. 調査客体

保険医療機関、患者

4. 主な調査事項

- ・精神病棟における多職種配置の状況及び多職種が行う業務や病棟での協働の状況
- ・患者の慢性疾患を管理する体制整備の状況
- ・精神科地域密着多機能体制加算を算定する医療機関における外来・在宅医療の実績を含む診療状況
- ・精神科における救急医療体制、緊急の患者に対応する体制整備の状況や急性期精神医療を担う病棟における退院支援の状況
- ・通院・在宅精神療法の実施状況（指定医及び非指定医の診療、対象患者像や診療時間等）
- ・早期診療体制充実加算、児童思春期支援指導加算等の取組状況
- ・公認心理師による心理支援や認知行動療法の実施状況
- ・情報通信機器を用いた精神療法について、患者の受療行動を含めた診療の実態

等

（別紙3）

※令和8年度・令和9年度調査

長期処方やリフィル処方の実施状況調査（案）

1. 調査の目的

令和8年度診療報酬改定において、長期処方及びリフィル処方箋による処方を適切に推進する観点から、計画的な医学管理を継続して行うこと等を評価する医学管理料の要件及び処方箋様式の見直しを行った。

これらを踏まえ、本調査では、改定に係る影響等について調査・検証を行う。

2. 検証のポイント

長期処方及びリフィル処方箋の活用に関して、今回改定による影響等について検証を行う。

3. 調査客体

保険医療機関、保険薬局及び患者

4. 主な調査事項

- ・長期処方及びリフィル処方箋の実施状況等
- ・長期処方及びリフィル処方箋の認知度、意識等
- ・保険薬局における長期処方及びリフィル処方箋の対応状況等

※令和9年度調査

医療DXの実施状況調査(案)

1. 調査の目的

令和8年度診療報酬改定においては、医療DX関連施策の進捗状況を踏まえ、普及した関連サービスの活用を基本としつつ、更なる関連サービスの活用による質の高い医療の提供を評価する観点から、診療録管理体制加算、医療情報取得加算及び医療DX推進体制整備加算の評価を見直し、「電子的診療情報連携体制整備加算」「電子的歯科診療情報連携体制整備加算」「電子的調剤情報連携体制整備加算」等を新設するなどしたところ。

これらを踏まえ、本調査では当該改定に係る影響や、医療DXを推進する体制の確保に係る保険医療機関等の取組状況等について調査・検証を行う。

2. 検証のポイント

医療DXを推進する体制の確保に係る取組状況や、医療DXによる質の高い医療の提供に係る状況等について検証を行う。

3. 調査客体

保険医療機関、歯科保険医療機関、保険薬局及び患者並びに訪問看護ステーション及び利用者

4. 主な調査事項

- ・電子的診療情報連携体制整備加算等の算定状況、施設基準に係る電子処方箋、電子カルテ、電子カルテ情報共有サービス及び地域医療情報連携ネットワークの導入等の対応状況
- ・救急時医療情報閲覧機能の導入状況及びサイバーセキュリティ対策の実施状況
- ・医療DXを通じた質の高い医療の提供に係る状況 等

※令和9年度調査

歯科診療報酬の評価等に関する実施状況調査(案)

1. 調査の目的

令和8年度診療報酬改定において、歯科疾患・口腔機能の継続的な管理や治療に係る評価の見直しを行うと共に、歯科標榜のない病院からの依頼に基づく歯科訪問診療時の評価や、周術期口腔機能管理等の入院患者に対する口腔管理、糖尿病患者に対する医科歯科連携に係る評価の新設等も行った。

また、価格変動の影響を受けやすい歯科用貴金属を用いず、かつ、歯科治療のデジタル化を推進するため、CAD/CAM冠等の適応拡大や、3Dプリンタを活用した有床義歯の評価を新設した。

更に、歯科衛生士と歯科技工士の歯科医療現場での確保や定着を図る観点から業務の評価に関する見直しを行った。

これらを踏まえ、本調査では、診療報酬改定における歯科医療機関における歯科疾患の継続的な管理や治療の状況、歯科治療のデジタル化の実施状況、歯科衛生士・歯科技工士の業務に係る状況等を中心に、調査・検証を行う。

2. 検証のポイント

以下について検証を行う。

- ・歯周病等の歯科疾患の重症化予防や口腔機能に係る管理や処置等の算定状況、医科歯科連携に関する項目の算定状況、歯科用貴金属及び当該金属以外の治療の算定状況及び歯科衛生士・歯科技工士の業務に係る評価の算定状況等の今回改定による影響等について検証を行う。

3. 調査客体

歯科医療機関(病院・診療所)及び患者

4. 主な調査事項

- ・歯科疾患管理料、小児口腔機能管理料、口腔機能管理料、歯周病継続支援治療等の対象患者及び算定状況

- ・医科連携訪問加算(歯科訪問診療料の加算)、重症化予防連携強化加算(歯周病継続支援治療の加算)の対象患者及び算定状況・CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレーの算定状況や、局部義歯の歯科鑄造用コバルトクロム合金の利用状況等・口腔機能実地指導料や歯科技工士連携加算の算定状況や人材定着に関する効果等

※令和9年度調査

保険薬局の立地状況に対する調剤報酬改定の影響及び地域医療に貢献する保険薬局の取組に関する実施状況調査(案)

1. 調査の目的

令和8年度調剤報酬改定においては、「患者のための薬局ビジョン」を踏まえて、面分業の更なる推進の観点から、いわゆる門前薬局等の立地に依存した保険薬局に係る評価の見直しを行うとともに、薬局・薬剤師による地域におけるかかりつけ機能の推進の観点から、かかりつけ薬剤師の包括的評価から実績重視の評価への転換を行った。

これらを踏まえ、本調査では、改定に係る影響や、保険薬局が地域の医薬品供給拠点としての役割を發揮するための調剤報酬の在り方について検討を進める観点から、保険薬局の立地状況や、地域特性に応じた保険薬局の地域支援に関する取組状況等について調査・検証を行う。

2. 検証のポイント

保険薬局の立地形態(敷地内、特定医療機関周辺、医療モール内等)や処方箋集中率に係る改定の影響、都市及び地方における薬剤師・薬局の偏在の状況、保険医療機関や多職種との連携といった地域医療への貢献に係る取組状況、対人業務(特にかかりつけ薬剤師)の取組状況等について検証を行う。

3. 調査客体

保険医療機関、保険薬局及び患者

4. 主な調査事項

- ・ 敷地内薬局、門前薬局、医療モール内薬局等の開設状況
- ・ 特定医療機関への依存度(処方箋集中率等)の変化
- ・ 都市及び地方における保険薬局の開設状況
- ・ 複数医療機関からの処方箋応需の状況
- ・ 保険薬局と保険医療機関等との連携の取組状況
- ・ 夜間・休日等における医薬品提供体制の状況
- ・ かかりつけ薬剤師によるフォローアップや訪問業務等の対人業務の取組状況等

※令和 9 年度調査

後発医薬品の使用促進策の影響及び実施状況調査（案）

1. 調査の目的

本調査では、令和 8 年度診療報酬改定を受けた一般名処方加算の評価の見直しや医薬品の安定供給に資する体制の評価等により、保険薬局における一般名処方の記載された処方箋の受付状況、後発医薬品・バイオ後続品の調剤状況や備蓄状況、保険医療機関における一般名処方の実施状況、後発医薬品・バイオ後続品の使用状況や医師の処方などについて、医薬品の供給状況等の環境の変化も加味し、どのように変化したかを調査・検証するとともに、医師、歯科医師、薬剤師及び患者の後発医薬品・バイオ後続品に対する意識について調査・検証を行う。また、OTC 類似薬についても、併せて調査を行う。

2. 検証のポイント

一般名処方による医療機関の処方状況や、医薬品の供給状況も踏まえた保険医療機関・保険薬局における後発医薬品の調剤状況や安定供給に資する取組の状況、また、バイオ後続品を含む後発医薬品使用促進に係る評価による後発医薬品等の使用状況の変化等について検証を行う。また、OTC 類似薬についても、併せて調査を行う。

3. 調査客体

保険医療機関、保険薬局及び患者

4. 主な調査事項

- ・ 保険医療機関における銘柄名処方、一般名処方の状況
- ・ 保険薬局で受け付けた処方箋について、「一般名処方」の記載された処方箋の受付状況、「後発医薬品への変更不可」欄への処方医の署名の状況、これらの処方を踏まえた保険薬局における後発医薬品への変更調剤などの調剤の状況
- ・ 後発医薬品・バイオ後続品の使用促進に係る加算及び減算の届出、算定状況
- ・ 医薬品の備蓄及び廃棄の状況
- ・ 後発医薬品・バイオ後続品についての患者への説明状況
- ・ 後発医薬品・バイオ後続品に変更することによる薬剤料の変化
- ・ 保険医療機関（入院・外来）における後発医薬品・バイオ後続品の使用状況
- ・ 先発医薬品・後発医薬品・バイオ後続品の使用に関する医師、歯科医師、薬剤師及び患者の意識
- ・ 後発医薬品の安定供給に資する取組の対応状況等
- ・ 保険医療機関（入院・外来）における OTC 類似薬の使用状況等

別添

答申書附帯意見	主な検討の場
<p>(全般的事項)</p> <p>1 近年、診療報酬体系が複雑化していることを踏まえ、患者をはじめとする関係者にとって分かりやすい診療報酬体系となるよう検討すること。また、施設基準届出のオンライン化や共通算定モジュールの活用を進めるなど、診療報酬の請求手続きの負担軽減を図ること。</p>	<p>総会</p>
<p>(物価対応)</p> <p>2 物価対応に係る評価について、医療機関等の経営状況等を把握した上で、実際の経済・物価の動向を踏まえて必要な場合には、令和9年度における更なる対応について検討すること。また、物価対応に関する基本料・技術料を含めた今後の評価のあり方について検討すること。</p>	<p>調査実施小委員会 (経営状況の把握)</p> <p>※令和9年度の対応及び今後の評価のあり方に係る検討は総会で実施</p>
<p>(賃上げ)</p> <p>3 賃上げに係る評価について、40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師、事務職員、歯科技工士等を含む幅広い医療関係職種において賃上げが適切に実施されているか、実態を迅速かつ詳細に把握した上で、医療機関等の経営状況及び実際の経済・物価の動向を踏まえて必要な場合には、令和9年度における更なる対応について検討すること。</p>	<p>入院・外来医療等に関する調査・評価分科会</p> <p>※令和9年度の対応に係る検討は総会で実施</p>
<p>(病棟業務等の向上・効率化・タスクシフト/シェア)</p> <p>4 看護業務や医師の事務作業等の更なる向上や業務効率化・負担軽減を推進する観点から導入した、看護職員と他の医療職種が協働して病棟業務を行う体制、ICT、AI、IoT等の活用による看護職員等の配置基準の柔軟化、専従業務の柔軟化等について、職員の業務負担、医療の質、医療安全への影響、生産性向上、医療従事者の確保等の観点から、病棟の種別ごとに今回改定による影響を幅広く調査・検証するとともに、適切な評価の在り方について引き続き検討すること。</p>	<p>入院・外来医療等に関する調査・評価分科会</p>
<p>(入院医療)</p> <p>5 急性期病院一般入院基本料や急性期総合体制加算を新設したことによる影響の調査・検証を行うとともに、病院や病床の機能に応じた急性期入院医療の適切な評価について、10対1急性期病棟の在り方も含め、引き続き検討すること。</p>	<p>入院・外来医療等に関する調査・評価分科会</p>
<p>6 特定集中治療室管理料等、高度急性期入院医療に係る今回改定による影響の調査・検証を行うとともに、重症度、医療・看護必要度の項目、SOFAスコア等、入院患者のより適切な評価指標や測定方法等、病院や病室の機能に応じた入院料の評価の在り方等について、引き続き検討すること。</p>	<p>入院・外来医療等に関する調査・評価分科会</p>
<p>7 救急外来応需体制の評価、下り搬送の評価、在宅療養を行う高齢者・介護保険施設等入所者の後方支援機能の評価等、救急搬送に係る今回改定に</p>	<p>入院・外来医療等に関する調査・評</p>

<p>よる影響について、在宅療養を行う高齢者や介護保険施設入所者の救急搬送・緊急入院の受入れや高次医療機関への転院搬送の実態を把握する等、幅広く調査・検証を行うとともに、病院や病床の機能に応じた高齢者救急受入れや三次救急医療機関の評価の在り方について、介護保険施設等の協力医療機関が果たす役割の観点も含め、引き続き検討を行うこと。</p>	<p>価分科会</p>
<p>8 地域包括医療病棟、地域包括ケア病棟、回復期リハビリテーション病棟の評価の見直し等、包括期入院医療に係る今回改定による影響の調査・検証を行うとともに、リハビリテーション・栄養管理・口腔管理、円滑な入退院や早期の在宅復帰等、質の高い入院医療の実現に向けて、これらの病棟の適切な評価の在り方について、引き続き検討すること。また、療養病棟等の慢性期入院医療について、今回改定による影響の調査・検証を行うとともに、在宅医療や介護保険施設等との役割分担や連携等の観点も踏まえ、評価の在り方を引き続き検討すること。</p>	<p>入院・外来医療等に関する調査・評価分科会</p>
<p>9 DPC/ PDPS 及び短期滞在手術等基本料について、今回改定による影響等について調査・検証を行うとともに、医療の質の向上と標準化に向け、診療実態を踏まえた更なる包括払いの在り方について引き続き検討すること。</p>	<p>入院・外来医療等に関する調査・評価分科会</p>
<p>(人口少数地域の医療・医師偏在対策)</p> <p>10 人口の少ない地域の外来・在宅医療提供体制の確保のための支援に対する評価や、外科医療確保特別加算の新設等、医師の地域偏在・診療科偏在対策等に係る今回改定による影響等について調査・検証を行うとともに、人口構成の地域差や病院薬剤師を含む医療従事者の偏在等を踏まえた適切な評価の在り方について引き続き検討すること。</p>	<p>入院・外来医療等に関する調査・評価分科会</p>
<p>(外来医療)</p> <p>11 初診料・外来診療料における逆紹介割合に基づく減算規定の見直しや連携強化診療情報提供料の見直し等、外来機能分化に係る今回改定による影響の調査・検証を行うとともに、評価の在り方について引き続き検討すること。</p>	<p>入院・外来医療等に関する調査・評価分科会</p>
<p>12 生活習慣病管理料（Ⅰ）（Ⅱ）や特定疾患療養管理料等について、今回改定による影響の調査・検証を行うとともに、診療ガイドラインに沿った質の高い計画的な医学管理が推進されるよう、提供される医療の実態に基づく評価の在り方について引き続き検討すること。</p>	<p>入院・外来医療等に関する調査・評価分科会</p>
<p>13 かかりつけ医機能を有する医療機関について、今回改定による影響の調査・検証を行うとともに、かかりつけ医機能報告制度の施行状況等を踏まえ、評価の在り方を検討すること。</p>	<p>入院・外来医療等に関する調査・評価分科会</p>
<p>(在宅医療・訪問看護)</p> <p>14 在宅医療、在宅歯科医療、在宅訪問薬剤管理及び訪問看護の質の向上に向け、今回改定による影響の調査・検証を行うとともに、地域における医療提供体制の実態等も踏まえつつ、往診、訪問診療、歯科訪問診療、訪問薬剤管理指導、訪問看護等における適切な評価の在り方を引き続き検討すること。</p>	<p>検証部会</p>
<p>15 訪問看護について、同一建物居住者への訪問看護の評価の見直しや、一連の訪問看護を1日あたりで包括的に評価する仕組みが新設されたこと等を踏まえ、指定訪問看護事業所の経営状況等の把握や今回改定の検証</p>	<p>検証部会</p>

<p>を行った上で、評価の在り方について引き続き検討すること。また、精神科訪問看護の利用者が増加傾向にある状況を踏まえ、利用者の状態や訪問看護の提供内容等も含め、実態を踏まえた適切な評価の在り方について引き続き検討すること。</p>	
<p>(精神医療) 16 今回新設された精神科地域密着多機能体制加算の効果・影響等を検証する等、診療に当たって精神保健福祉法に基づく判断や手続きを伴う等の精神医療の特性を踏まえ、引き続き地域移行・地域生活支援の充実を含む質の高い精神医療の評価について検討すること。また、地域の重度な精神身体合併症患者を診療する役割を担う総合病院精神科に係る評価の在り方について、今回改定の効果検証を行った上で、引き続き検討すること。</p>	<p>検証部会</p>
<p>(医療 DX・オンライン診療) 17 医療 DX (電子処方箋、電子カルテ共有サービス等)、オンライン診療 (D to P with D、D to P with N など)、改正医療法に基づくオンライン診療受診施設の活用状況等について調査・検証を行うとともに、適切な評価の在り方について引き続き検討すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検証部会 (医療 DX) ・ 入院・外来医療等に関する調査・評価分科会 (オンライン診療)
<p>(医療技術の評価) 18 リアルワールドデータの解析結果、臨床的位置付け、効果の有無に係るエビデンス等を踏まえ、体系的な分類に基づいて見直しを行った医療技術を含め、医療技術の適切な再評価を継続的に行うこと。また、今回実施した特定保険医療材料の不採算品再算定やシェアが分散している場合の対応を踏まえ、なお市場実勢価格が償還価格を上回る機能区分が生じる要因の把握等を行うとともに、迅速かつ安定的に患者へ供給・提供させる観点も踏まえた革新的な医療機器や検査等のイノベーションを含む先進的な医療技術についての適切な評価の在り方を、引き続き検討すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療技術評価分科会 ・ 保険医療材料専門部会
<p>(歯科診療報酬) 19 かかりつけ歯科医による歯科疾患・口腔機能の管理等の評価の見直しや歯科治療のデジタル化の実施状況、入院患者等に対する医科歯科連携の評価の影響等を調査・検証し、口腔管理や治療の在り方や多職種連携の評価の在り方について引き続き検討すること。</p>	<p>検証部会</p>
<p>(調剤報酬) 20 敷地内薬局の開設状況の変化等に加え、いわゆる門前薬局や医療モール薬局等に関して今回の改定による影響の調査・検証を行うとともに、適切な医薬品提供拠点の在り方も含め、薬局ビジョンを踏まえた薬局・薬剤師の在り方について引き続き検討すること。</p>	<p>検証部会</p>
<p>21 薬局の都市部偏在に関して今回の改定による影響の調査・検証を行うとともに、地域支援体制加算・在宅薬学総合体制加算における実績要件や人員要件の在り方も含め、都市部における小規模乱立を解消するための評価の在り方、また、医療資源の少ない地域へ配慮した評価の在り方について引き続き検討すること。</p>	<p>検証部会</p>
<p>(長期処方やリフィル処方等) 22 長期処方やリフィル処方に係る取組について、今回改定による影響の調査・検証を行うとともに、積極的な活用等について引き続き検討すること。</p>	<p>検証部会</p>

<p>また、医薬分業の現状やポリファーマシー対策の観点を踏まえた処方の評価について引き続き検討すること。</p>	
<p>(後発医薬品の使用促進) 23 バイオ後続品を含む後発医薬品の使用促進について、今回改定による影響の調査・検証を行うとともに、後発医薬品の供給状況や医療機関や薬局における使用状況等も踏まえ、診療報酬における後発医薬品の使用に係る評価について引き続き検討すること。</p>	<p>検証部会</p>
<p>(医薬品の保険給付) 24 長期収載品や食品類似薬について、今回改定による影響の調査・検証を行うとともに、医薬品の保険給付の在り方について、供給状況や患者の負担増に配慮しつつ、引き続き検討すること。</p>	<p>検証部会</p>
<p>(薬価制度、保険医療材料制度、費用対効果評価制度) 25 イノベーションの推進、安定供給の確保、現役世代の保険料負担を含む国民負担の軽減の観点から、諸外国の動向も踏まえつつ、各制度の在り方について引き続き検討すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・薬価専門部会 ・保険医療材料専門部会 ・費用対効果評価専門部会
<p>(施策の検証) 26 施策の効果や医療の質を含む患者への影響等について、データやエビデンスに基づいて迅速・正確に把握・検証できるようにするための方策について、引き続き検討すること。</p>	<p>総会</p>